

## 鹿児島市建設工事等指名業者名事後公表実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、鹿児島市が発注する建設工事請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の契約に係る指名業者名の事後公表（以下「事後公表」という。）を実施するについて、必要な事項を定めるものとする。

### (公表の対象)

第2条 事後公表を実施する対象工事等は、指名競争入札に付する全ての建設工事並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務とする。

### (公表の時期)

第3条 公表の時期は、入札執行後とする。

### (閲覧の方法及び場所)

第4条 指名業者名の閲覧は、工事名、指名業者名等を記載した書類を、市政情報コーナーで閲覧する方法により行う。

## 付 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。